

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、人口減少や急激な少子・超高齢化、社会経済構造の変化、高度情報ネットワーク化、家族形態やコミュニティの変化、個人のライフスタイルの多様化等を背景とし、家庭や地域においてお互いが支え合う機能の低下や地域を支える担い手の確保が困難になっている状況があります。

また、社会的孤立等の関係性の貧困が社会的な課題となり、8050問題、ヤングケアラーやダブルケア等の複合的な課題が顕在化し、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが、既存の制度や分野をまたがり複合化・複雑化しています。

このような、複合化・複雑化する福祉ニーズに対応するためには、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」、「受け手」という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が、地域の課題を「我が事」として捉えて解決していく住民一人ひとりの意識が重要です。

また、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、持続可能な「地域共生社会」の実現を目指し、町、地域住民、関係機関等の協働による包括的な支援体制を整備することが重要です。

国においては、令和2（2020）年6月の社会福祉法の改正により、市町村の地域福祉計画において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備について定める努力義務が規定されました。

これまで、田布施町、田布施町社会福祉協議会においては、平成30（2018）年3月に「第2次田布施町地域福祉計画（田布施町地域福祉計画・田布施町地域福祉活動計画）」を一体的に策定し、ともに連携を図り、田布施町における地域福祉の推進に取り組んできました。この度、社会情勢やこれまでの取組を踏まえ、住民が住み慣れた地域で自分らしく笑顔で元気に生活することができるよう、地域福祉の推進の更なる充実を図るため、「第3次田布施町地域福祉計画（田布施町地域福祉計画・田布施町地域福祉活動計画・田布施町成年後見制度利用促進基本計画）」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、地域福祉計画と地域福祉活動計画は相互に連携を図り、推進することが重要であるため、両計画を一体的に策定しました。また、町民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、両計画と密接に関連する田布施町成年後見制度利用促進基本計画を今回一体的に策定することとしました。

(1) 法令の根拠

《地域福祉計画》

社会福祉法第4条（※）において、地域住民、社会福祉を目的とする事業者、社会福祉に関する活動を行う者（地域住民等）の三者が互いに尊重し合い共生する地域社会を目指して、地域福祉を推進することが求められており、地域住民や社会福祉事業者が協力し、支援を必要とする人々が地域の一員として日常生活を営むことができるように努めることが強調されています。

また、第6条（※）においては、国、県、市町村の責務として、社会福祉事業者と協力して、福祉サービスの提供体制を確保し、適切な利用を推進するための施策を講じることが求められており、地域課題の解決に向けて包括的に支援を提供する体制整備や、関係施策との連携に努めることが強調されています。

一方、地域福祉計画は、社会福祉法第107条（※）に規定されている市町村地域福祉計画として位置付けられ、田布施町における地域福祉の推進について定めるもので、令和2（2020）年の社会福祉法の改正により、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項についての規定が追加されました。

《地域福祉活動計画》

田布施町社会福祉協議会は、社会福祉法第109条（※）により、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置付けられています。

地域福祉活動計画は、田布施町社会福祉協議会が策定する、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動計画です。

《成年後見制度利用促進基本計画》

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項（※）に基づき、取組方針として、田布施町の基本計画を新たに定めました。

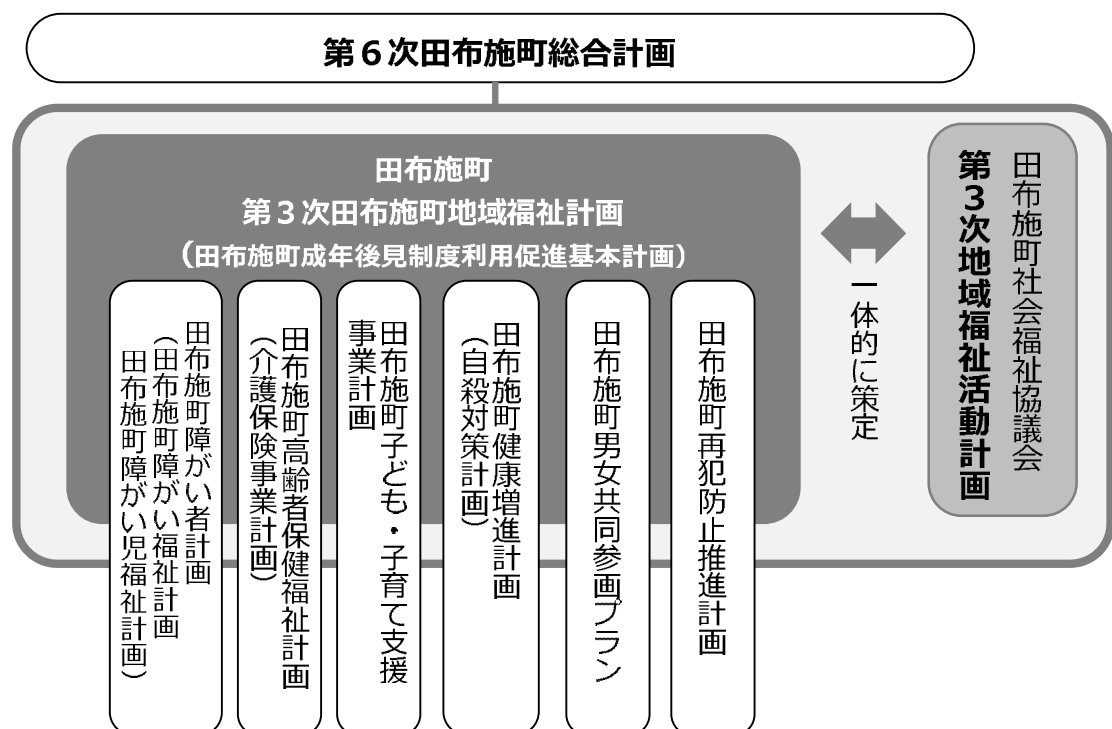
（※） 巻末参考資料に記載

(2) 関連計画との整合性

本計画は、田布施町の最上位計画である「第6次田布施町総合計画」を踏まえ、町の地域福祉を総合的に推進するために策定する計画です。

保健福祉分野の関連する個別計画である「田布施町高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）」、「田布施町障がい者計画（田布施町障がい福祉計画・田布施町障がい児福祉計画）」、「田布施町子ども・子育て支援事業計画」、「田布施町健康増進計画（自殺対策計画）」、「田布施町男女共同参画プラン」、「田布施町再犯防止推進計画」等との整合性を図り策定しました。

図表 地域福祉計画・地域福祉活動計画と他の計画との関係図



3 計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間を計画期間とします。

なお、関連計画との整合性や社会状況の変化への対応のため、必要に応じて見直しを行うものとします。

図表 本計画の期間

平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
第2次田布施町地域福祉計画						第3次田布施町地域福祉計画					

4 計画の策定体制

(1) 地域福祉に関する調査の実施

町民の福祉サービスに対するニーズや福祉に関する意識、意向などを把握し、計画に反映させていくためのアンケート調査を実施しました。

対象	田布施町内に居住の20歳以上の町民
調査方法	郵送配付・回収(インターネットによる回答併用)
対象数	1,000人
有効回収数	433人
有効回収率	43.3%

(2) 田布施町地域福祉計画策定委員会での協議

今後の田布施町の地域福祉施策の推進において、より多くの町民の意見を反映させるため、幅広い関係者が参画する「田布施町地域福祉計画策定委員会」において計画を策定しました。

田布施町地域福祉計画策定委員会委員

区 分	所 属	氏 名
保健福祉 及び 医療関係者	田布施医師クラブ	新谷 清
	田布施町民生委員児童委員協議会	中村 享郎
	田布施町社会福祉協議会	亀田 典志
	田布施町心身障害者協議会	今津 邦彦
	社会福祉法人 放光会	出井 真治
	社会福祉法人 施福会	田縁 和明
	社会福祉法人 城南学園	田村 博孝
地域活動団体等 関係者	田布施町青少年健全育成町民会議 田布施町老人クラブ連合会	西本 篤史
	田布施町ボランティア連絡協議会	正地 陽子

(3) パブリックコメントの実施

令和7（2025）年2月14日から3月17日までパブリックコメントを実施しました。